

介護老人福祉施設
特別養護老人ホームやすらぎホーム
重要事項説明書

(2024年6月1日版)

社会福祉法人やすらぎ福祉会
特別養護老人ホームやすらぎホーム

【法人の概略】

(1) 法人名	社会福祉法人 やすらぎ福祉会
(2) 法人所在地	金沢市上荒屋1丁目39番地
(3) 電話番号	076-269-0808 (代表) FAX 076-269-2004
(4) 代表者氏名	理事長 吉池 外志子
(5) 沿革	1992年 9月 法人認可 1993年 7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設 同 8月 老人デイサービスセンターやすらぎ開設 1996年 7月 訪問入浴事業、配食サービス事業開始 同 7月 訪問看護ステーションあて開設 1999年 4月 やすらぎホーム増床(定員50から100に) 認知症対応型デイサービス、訪問介護ヘルプステーションやすらぎ、 お年寄り介護相談センター、訪問看護ステーションあい開設 同 10月 居宅介護支援事業所やすらぎ、居宅介護支援事業所あて開設 2005年11月 小規模通所介護おしのハウス開設 2006年 4月 お年寄り地域福祉支援センターかみあらや開設 同 5月 訪問入浴事業廃止 2008年10月 なんぶやすらぎホーム開設 2014年 2月 認知症対応型デイサービス廃止

【事業所の概要】

(1) サービスの種類	介護老人福祉施設
(2) 事業所の名称	特別養護老人ホーム やすらぎホーム (定員100名)
(3) 住所	石川県金沢市上荒屋1-39
(4) 電話	076-269-0808
(5) 管理者	山下 明美
(6) 開設日	1993年7月1日
(7) 介護保険事業所指定番号	1770100186
(8) 同 指定日	2008年3月18日

【施設の概要】

(1) 居室	68室 (全100床) 4人室 (1室)、3人室 (6室)、2人室 (17室)、個室 (44室)
--------	---

- 入居者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。
- (2) 食堂 入居者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
- (3) 浴室 2ヶ所
浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。
- (4) 洗面所及び便所
必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。
- (5) 医務室 2室
入居者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。
- (6) 静養室 介護職員室又は看護職員室に隣接して設けます。

1 サービスの目的及び方針

- 1、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームやすらぎホーム（以下「事業者」という。）が行う指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。
- 2、事業者は、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- 3、事業者は入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービス等を提供するよう努めます。
- 4、施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 5、事業者は、施設サービス計画に沿って利用者に対して、居室、食事、介護サービス、生活援助その他、介護保険関係法令に定める必要なサービスを提供します。また施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

2 サービスの内容

サービス内容は以下の通りです。

- ・ 居室：利用者の状態を基本に、利用者・ご家族の希望をお聞きして、個室、2人室、3人室、4人室を利用して頂きます。
- ・ 食事：朝食（7：30～8：30） 昼食（11：30～12：30） 夕食（17：30～18：30）
ただし、利用者の状態に応じて、他の時間帯に食事する事も可能です。
- ・ 入浴：週に最低2回入浴して頂きます。
- ・ 介護：施設サービス計画に沿って、着替え、排泄、食事などの介助、おむつ交換、シーツ交換、移動など必要な介護を行います。
- ・ 機能訓練：利用者の状態に応じた日常の生活動作を通しての機能訓練を行います。
- ・ 健康管理：年1回の定期健康診断、嘱託医師である内科医による診察および健康診断を必要に応じて受ける事ができます。また利用者の状態に応じて、必要な医療機関での診療や、歯科医師による診察をうけることができます。
- ・ 理容美容：協力美容室によるサービスを、適切な料金で利用できます。

- ・ 生活援助：利用者の生活の質の向上を図る為、日常的な余暇活動をはじめ各種行事や外出企画などをはじめとする生活援助を行います。

その他、利用者の希望に添って各種サービスを行います。相談員にお尋ねください。

3 要介護認定の申請に係る援助

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように利用者を援助します。また利用者が希望する場合は、利用者に代わって行います。

4 介護・生活援助の記録と開示

- 1) 事業者は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2) 利用者または連帯保証人は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

5 契約終了・解約

- 1) 利用者は事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約する事ができます。
- 2) 事業者は以下の事項に該当した場合、利用者に対して文書で通知する事により、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者及びその家族代表者による利用料金の支払いが、正当な理由なく合算して6ヶ月以上遅延し、支払いの催促にもかかわらず、30日以内に支払われない場合。この場合30日の予告期間をおきます。
 - ② 利用者が、病院または診療所に入院する際、3ヶ月以内に退院できない事が明らかな場合、または、入院後に3ヶ月を経過しても退院できない事が明らかになった場合。
 - ③ 利用者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ④ やむを得ない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3) 要介護認定の更新により要支援あるいは要介護 1、2 の判定となった場合、その有効期限が始まる前日に、契約は終了します。
- 4) 利用者が死亡した場合、この契約はその日をもって終了します。

6 退居時の援助

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者およびその家族、連帯保証人の希望、利用者が退居後におかれることになる環境を勘案し、円滑な退居の為に必要な援助を行います。

7 秘密保持

- 1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、また当該職員退職後も第三者に漏らすことはいたしません。
- 2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

8 事故発生時の対応

- 1) 施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先すると共に、速やかにご家族等及び関係市町村に連絡する事とします。施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- 2) サービス提供中に、天災そのほか災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講じます。

また管理者は、日常的に具体的な対処法方、避難経路、及び協力期間との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとり、また非常災害に備え定期的に避難訓練を行います。

9 連絡義務

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡し必要な処置をとるとともに、あらかじめ届けられた連絡先に、速やかに連絡することとします。

10 相談・苦情処理

事業者は、利用者等からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備およびサービスに関する利用者の相談・苦情に迅速に対応します。

受付担当者	今宮 洋之（生活相談員）やすらぎホームに常駐しています。		
受付時間	月曜－金曜	9:00-17:00	電話番号 076-269-0808
解決責任者	施設長	山下 明美	
第三者委員	高橋 勝二	地域住民	
同上	中川 早苗	地域住民	
同上	松本 よし美	地域住民	

行政機関その他苦情受付機関（時間はいずれも月曜から金曜の9時から17時）

金沢市介護保険課	電話番号	076-220-2264
所在地 金沢市広坂1-1-1	FAX	076-220-2559
石川県国民健康保険団体連合会	電話番号	076-231-1110
所在地 金沢市幸町12-1	FAX	076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 （石川県社会福祉協議会内）	電話番号	076-234-2556
所在地 金沢市本多町3-1-10	FAX	076-234-2558

11 虐待の防止

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	山下 明美
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

12 身体拘束廃止の取り組み

1) 施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行いません。なお、緊急やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人又は家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

2) 身体的拘束等の適正化のため、以下の対策を講じます。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

③従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施しています。

1.3 利用料

別紙利用料金表にて説明します。

1.4 利用料の支払

利用料金は、事業者が1ヶ月ごとに計算し、契約者に翌月上旬に請求します。契約者はこれを翌月末までに、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- ① 契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
- ② 事業者の指定する口座への振込み（手数料はご契約者のご負担となります）
- ③ 事業者の窓口での支払い（受付時間 平日及び土曜日の9時から17時）

1.5 介護・看護職員等の体制

特養ホームおよびショートステイあわせて、利用定員100名に対する職員体制は、以下のとおりです。

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤
施設長	1名	—	機能訓練指導員	1名以上	
医師	—	1名	管理栄養士	1名以上	—
介護職員	30名以上	4名以上	栄養士	2名以上	—
看護職員	5名以上	—	調理員	3名以上	2名以上
生活相談員	2名	—	事務員	3名以上	—
介護支援専門員	1名以上				

※ 勤務体制は、介護職は日中は早番・日勤・遅番です。夜間は夜勤の職員が24時間交替制で勤務しています。

※ 看護職は、早番・日勤・遅番の体制です。夜間は1名が自宅待機の体制になっています。

1.6 協力医療機関

当施設の協力医療機関は以下の通りです。

医療機関名	住所	主な診療科
上荒屋クリニック	金沢市上荒屋1丁目79番地	内科、リウマチ科
城北病院	金沢市京町20番3号	内科、外科、整形外科
さとう歯科医院	金沢市上荒屋6丁目522番地	歯科

1.7 自己評価及び第三者評価について

当施設では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を年1回実施しています。第三者評価は実施していません。